

## 先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム） 取扱要領

（平成 22 年 4 月 1 日規程第 13 号）  
改正 平成 22 年 12 月 22 日規程第 28 号

### （通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う最先端・次世代研究開発支援プログラム（以下「次世代プログラム」という。）に係る先端研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、先端研究助成基金補助金交付要綱（平成 21 年 11 月 25 日文部科学大臣裁定）及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針（平成 22 年 3 月 15 日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

### （目的）

第 2 条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、振興会から交付する助成金の交付の対象、公募、審査、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### （助成金の交付の対象等）

- 第 3 条 この助成金の交付の対象となる事業は、総合科学技術会議が次世代プログラムの研究者・研究課題として決定した事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 2 助成対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
  - 3 補助事業の期間は、運用方針に基づき振興会が決定した期間とする。

### （定義）

- 第 4 条 この取扱要領において「補助事業者」とは、当該事業の遂行に責任を負う研究者（複数の研究者による研究グループで実施する場合は、その研究代表者とする。）をいう。
- 2 この取扱要領において「年度」とは、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間をいう。

### （公募及び審査）

- 第 5 条 振興会は、運用方針に基づき、次世代プログラムの対象となる研究者・研究課題の公募及び審査を実施し、研究者・研究課題候補を取りまとめ、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議に提出する。
- 2 前項の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(交付予定額の通知)

第6条 振興会は、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

(交付申請)

第7条 振興会に対して助成金の交付を申請することができる者は、総合科学技術会議が次世代プログラムの研究者として決定した者とする。

2 助成金の交付の申請をしようとする者は、振興会の定める期日までに、別に定める様式により交付申請書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件(以下「交付条件」という。)として、必要な事項について定めるものとする。

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

5 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第4項の通知を受けた者は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに、交付の申請を取下げることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第10条 補助事業者は、交付条件において認められる場合を除き、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(設備等の寄付)

第11条 補助事業者は、助成金により設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入したときは、当該設備等について、研究者が所属する研究機関に寄付しなければならない。

2 前項による寄付について、研究遂行上支障がある場合には、振興会の承認を得て、当分の間、当該設備等を寄付しないことができる。

(実施状況報告書)

第 12 条 補助事業者は毎年、年度終了後 2 ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び経費毎の助成金の支出状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

- 2 振興会は、提出された実施状況報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況を監査し、各年度における補助事業者の支出が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認し、その額を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書及び助成金の額の確定)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後 2 ヶ月以内に別に定める様式により実績報告書を振興会に提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の支出が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 振興会は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める助成金の返還を補助事業者に命ずるものとする。

- (1) 第 12 条第 2 項の規定により補助事業者に通知した額を超えて補助事業者が当該年度に助成金を支出しているときは、その超える部分の助成金
  - (2) 前条第 2 項の規定により補助事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金
- 2 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 振興会は、補助事業の廃止若しくは中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項（1）及び（2）の規定は、補助事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 振興会は、第1項（1）、同項（2）の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 前条第2項の規定は、第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

（経理の調査）

第16条 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（報告の公表）

第17条 振興会は、第12条第1項、第13条及び前条の報告の全部又は一部を公表することができる。

（その他）

第18条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年規程第28号）

この規程は、平成22年12月22日から施行する。